

公共施設指定管理者募集に係るQ&A

公募施設名	レストハウス・バーベキューハウス
質問日	質問: 令和元年9月27日 回答: 令和元年10月2日

No.	質問	回答
1	レストハウス・バーベキューハウスにおけるゴミの処分に要する費用はどうなっているか。	レストハウスにおけるゴミについては、主に自主事業(飲食物の提供等)により発生するゴミであるため、自主事業費で賄っていただくこととなります。また、バーベキューハウスにおけるゴミについては、原則お客様にお持ち帰りいただくこととなっており、処分費は発生しません。 以上の理由により、ゴミの処分費は指定管理料の積算に含まれていません。